

イクボス宣言 しませんか

- ♥ 厚生労働省が2019年に発表した「働き方改革」とは、働く人びとが個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革とされています。
- ♥ この改革を提唱する背景には「深刻な労働力不足」があげられます。少子高齢化に加え、女性の出産・育児や介護による労働力市場からの離脱はこれからの日本にとっても大きな課題となっています。
- ♥ 女性や高齢者を含めた労働者にとって働きやすい職場環境を整えることにより労働者市場への参画を促しやすくなります。また現在働いておられる社員の方にとっても、働きやすい職場はモチベーションの向上や離職率の減少に繋がります。

<働きやすい職場の特徴>

- ①人間環境が良好
- ②福利厚生が充実している
- ③労働時間が適正で休暇が取りやすい
- ④残業や長時間労働が少ない
- ⑤出産・育児・介護に対して理解がありサポート体制が万全



このような働きやすい職場への取組みを内外に周知することで、ワーク・ライフ・バランスが実現しやすく優秀な人材の獲得と長期にわたる就労も期待されます。

- ♥ 働きやすい職場づくりへの取組みを率先して行うのが「イクボス」です。社内にイクボスが存在していることで、その企業が「誰でも安心して働ける職場づくり」に積極的に取り組んでいる・取組もうとしている企業であることがイクボス宣言をされることで、周囲に知ってもらうことが可能になります。
- ♥ イクボス宣言を滋賀県に登録して頂くと「イクボスマーク」の使用が可能になります。



「イクボス宣言」の方法については、裏面のイクボスQ&Aをご覧ください。

イクボス Q&A

Q：イクボスって何ですか？

A：イクボスとは、職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）のことです。

Q：イクボス宣言するためには何が必要ですか？

A：働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうという積極的な意思があれば、宣言していただけます。

Q：具体的には何をすればいいのですか？

A：①宣言文を作成し、社内に周知します。
②滋賀県イクボス宣言企業に登録します。



Q：宣言文の作成や滋賀県への登録手続きは難しいですか？

A：甲賀市では『甲賀市オリジナル宣言書フォーム』を提供し、宣言文の作成から滋賀県への登録手続きまでサポートしています。
(宣言文の作成と登録の申込は最短で2～3日あれば可能です)

Q：イクボス宣言をするメリットは何ですか？

A①：①優秀な人材の獲得と定着
②従業員のやる気・満足度の向上
③企業イメージの向上
などがあげられます。



A②：甲賀市では、市内のイクボス宣言企業がワーク・ライフ・バランスや女性活躍などについて継続的に学び、交流を図ることができる「イクボスKOKAネットワーク」に参加することができます。
その他にも、滋賀県のイクボス宣言企業登録『イクボスマーク』を名刺や広報活動（ホームページ等）で使用したり、ハローワークの求人票に「イクボス宣言企業」と記載することができます。

イクボスについてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

甲賀市 産業経済部 商工労政課 女性活躍推進室

TEL：0748-69-2189 FAX：0748-63-4087 E-mail：koka10351000@city.koka.lg.jp